

議案第91号

地方独立行政法人天王寺動物園が徴収する料金の上限の変更の認可について

令和7年12月17日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人天王寺動物園が徴収する料金の上限の変更については、申請のとおり認可する。

令和8年2月26日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

地方独立行政法人天王寺動物園が徴収する料金の上限の変更について認可をするため、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

令和7年12月17日

大阪市長 横山 英幸 様

地方独立行政法人天王寺動物園

理事長 山中 諄

地方独立行政法人天王寺動物園が徴収する料金の上限の変更について（申請）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、地方独立行政法人天王寺動物園に対し、その業務に関して徴収する料金の上限を別紙のとおり変更することについて、認可されるよう申請します。

地方独立行政法人天王寺動物園が徴収する料金の上限の変更について

地方独立行政法人天王寺動物園が徴収する料金の上限（令和3年4月1日認可）を次のように変更し、令和8年4月1日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p><u>1 入園料の上限額</u></p> <p>(1) 1人1回につき<u>800円</u>とする。</p> <p>(2) 1人1年につき<u>3,200円</u>（1人1回を単位として入園する者が、当該入園する日において、1人1年を単位とする入園にする場合は、<u>2,400円</u>）とする。</p> <p><u>2 体験会、見学会、講演会その他これらに類する催しに係る参加料の上限額</u></p> <p><u>1人1回につき5,000円とする。</u></p>	<p><u>入園料の上限額</u></p> <p>(1) 1人1回につき<u>500円</u>とする。</p> <p>(2) 1人1年につき<u>2,000円</u>（1人1回を単位として入園する者が、当該入園する日において、1人1年を単位とする入園にする場合は、<u>1,500円</u>）とする。</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。